

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

③ プールにおける事故防止対策

プールの管理（監視）においては、「事故が起きてから対応するのではなく、事故の発生しそうな要因を事前に排除すること」いわゆるリスクマネジメントの発想を持って業務にあたります。TPCSシステムを基本とし、利用状況に対応して配置ポジションを変化させるとともに、混雑が予想される繁忙期は監視人員を増員することで、安心して利用できる環境と効率的な監視体制を実現します。

ア) プールの監視体制（TPCSシステム）

T（タワー：監視台）

高所の広い視野を活用してプール全体を監視し危険を回避するための支持を他のポジションに発信します。溺者や傷病者発生時等の緊急時には救助活動を行います。

P（パトロール：巡視）

タワー・コントロールと連携し、監視区域の利用状況に応じて自由に巡回し、機動性を生かした安全監視・救助活動を行います。

C（コントロール：司令）

監視業務の中核的役割を担うポジションであり、各ポジションに的確な司令、情報を発信し、常にプール場内の秩序維持を図ります。

S（スタンバイ：待機）

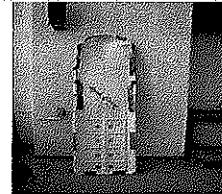
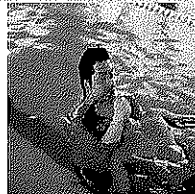
待機の時間を利用し、疲労の回復を図って次のローテーションに備えます。また各種トラブル対応やケガ人の応急手当、水質測定等の業務を行います。緊急時に備え、事故発生時には救助の一員に加わります。

イ) 溺者救助（訓練）

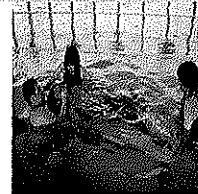
急病人や溺者の発生時に備え、日々溺者の救助訓練やCPR（心肺蘇生法）の訓練を実施します。また、救助デモンストレーションを行い、利用者に対して水難事故予防の啓発を行います。

■ 当プールにおける溺水事故の救助訓練

- ① 溺者を発見後直ちに救助に向かう。 ② 頸椎に注意しながら気道を確保する。 ③ 水中タンカを使用する。



- ④ 水中タンカで救助協力 ⑤ AEDを取り出し現場に急行 ⑥ 職員が協力して溺者をタンカに乗せる。



緊急時

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

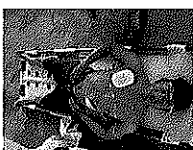
⑦ 溺者に動揺を与えないよう水平にして運搬する。 ⑧ 安全な場所に運び、直ちに心肺蘇生法を開始する。 ⑨ AEDを職員が持ってくる。



⑩ 溺者の水気をタオルで拭き取る。 ⑪ AEDの使用を始める（音声に従う）。 ⑫ パッドを取り付ける



⑬ AEDの音声に従う。（待機・観察） ⑭ AED実施後心肺蘇生法を開始し救急隊員が到着するまで続ける。



ウ) 監視業務

利用者に安全で楽しく施設を利用していただくため、下記の安全管理規定を設け、監視業務に当たります。

『鳥取県営米子屋内プール安全管理規定』

独自の規定を有し利用者が安全で楽しく利用できるように、事故を未然に防ぐことを最大の目標とし、この内規により職員が業務を遂行する上で必要不可欠な『安全管理』における心構え、技術や知識を習得します。

この内規を徹底することにより、平成11年度当協会の管理運営以来、死亡・後遺障害事故を発生させていません。

1 プールの安全監視

事故(溺者・けが)や災害から利用者の安全を確保することは、職員(監視員)の役目であり、統一した緊急体制を確立し、プールに従事する者全てが救助法や心肺蘇生法の知識や技術の習得、傷病者への対応などを理解し、身につけることが必要である。

- (1) 監視時間 10時00分から20時00分
(夏季期間(7月~9月) 9時30分~21時00分)

緊急時

| | |
|---|--|
| (2) 監視業務 | 監視台からの監視、プールサイドの巡視、監視モニターによる監視によって安全確保に努める。 |
| (3) 監視引継 | 引継を確実にし、監視に遺漏のないように努める。 |
| (4) 監視体制 | 入場者の状況により、適切な数の監視員を配置する。 |
| (5) 入水者 | 入水者の安全確保を図るため、状況に応じて入水者を制限することがある。 *入水制限 幼児の場合は、大人1名につき幼児2名までとする。 *入水者の制限指示は、監視員の適切な判断によるものとする。 |
| (6) その他 | 監視にあたり次の事項に注意する。 ・入水者で危険を伴う行為のある場合は入水を禁止する。(飲酒者など) ・入水者心得が正しく守られ、安全・快適な水泳が出来るように配慮する。 ・監視員の服装は水着又は定められた服装とする。 ・監視の心得(別記1) ・プール監視体制(別記2) |
| 2 入館者への指導 | |
| (1) 入館者窓口で入館者心得の励行に努める。 | |
| (2) 入館者状況により、混雑の緩和及び安全確保のため、入館者を制限することがある。 | |
| (3) 入館者の貴重品、所持品などの管理は各自が責任を持って行っていただき、紛失盗難防止に努めさせる。 | |
| (4) プール内では、すべて監視員の指示に従っていただき、安全秩序の維持に努める。 | |

| | |
|-----------|---|
| (別記1) | |
| 監視の心得 | |
| 1 監視員の服装 | 監視者として定められた服装で監視する。(水着又は定められた服装) |
| 2 監視の場所 | ① 監視前はプールの状況を事前に観察しておくこと。 ② 監視は、プールサイドを巡視して安全確保に努めること。 |
| 3 監視時間の短縮 | 入館の状況により複数又はそれ以上の監視員を配置し、監視時間を短縮するなど安全の確保に努める。 |
| 4 監視区域 | ① 監視担当区域及び分担をはっきり決めて、目の届かない区域を作らないこと。 ② 監視者は1ヶ所に集まらず、分散して監視すること。 |



緊急時

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

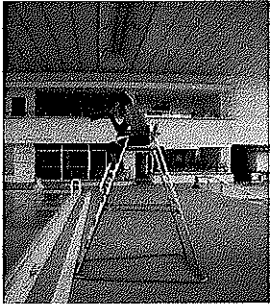



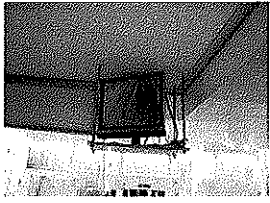
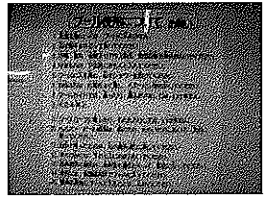
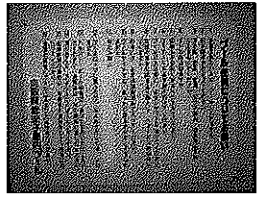
緊急時

- 5 監視者の任務
- ① 監視者は、メガホンや笛を携帯し、危険な行為（悪ふざけ、飛び込み、無理な潜水、ロープのつかまり等）を発見したらすぐに注意をするとともに、溺者、危険者を見つけたら、直ちに救助活動又は注意を払う。
 - ② 入館者のシャワー、準備体操の励行に努めるとともに、退水させるときは、全員の退水を確認する。
 - ③ フロアの境目、飛び込み台の下、排水口付近など特に注意を払う。
- 6 監視者の交代
- ① 監視者の交代は監視場所で行い、一刻も空白時間を作らないこと。
 - ② 交代の際、気づいた点を次の監視者に報告する。また、個人的な私語は慎む。
 - ③ 次の監視員は、なるべくプール監視室に待機し、監視カメラやプールサイド、更衣室、休憩室等に注意を払う。

- (別記2)
- プ ー ル 監 視 体 制
- 1 プールの監視業務は、利用者の安全を守ることが最重点であり、予防保全を徹底する。そのための各種の指導・指示を行うとともに、緊急の場合は直ちに人命救助を行わなければならない。
- 監視員の資格としては、(公財)日本体育協会が認定する水泳コーチ・水泳教師・水泳指導管理士、日本赤十字社が養成する救助員資格者及び日本水泳連盟の検定に合格した基礎水泳指導員等が有資格者であり、その責任は非常に重いため、専門職を確保しておく必要がある。
- 2 監視業務は、専門職、指導員、監視補助員が主として当たるが、利用者の状況により他の職員の協力を得て増員を行う。
- 3 1人当たりの監視区分を15～20名前後として、利用者の状況により専門職が判断し入水制限を行う。
- 4 監視員は、事故に備え常に監視体制を維持することが必要である。
- 5 監視時間は1人1回あたり概ね15～30分間とする。但し、利用者の状況により短縮し監視業務に専念できる体制を作る。
- 6 監視業務ローテーションとして①監視→②巡視→③司令→④待機の順とする。
- ① 監視
 - ・自己の監視区域の状況を把握する。(特に溺者の早期発見)
 - ・場内規制違反者に対する指導。
 - ・指令者との相互連絡を密にする。
 - ② 巡視
 - ・プールサイドを巡視し、場内利用者の状況を把握する。
 - ・場内の設備及び衛星上の監視を行う。
 - ・器具、機材の破損を発見した場合は、応急処置を行うとともに危険性を排除する。

- ・場内及び水中での危険な行為に対しては、これを直ちに制止する。
- ③ 司 令
 - ・入場者・利用者の状況により、監視員の配置や行動を司令する。
 - ・一般・団体・専用利用者のコース利用を明確に指示し、危険のないよう配慮して開放する。
 - ・場内、場外、受付との連携を密にする。
- ④ 待 機
 - ・モニターテレビによる監視を行う。
 - ・自己の環境整備をする。
 - ・待機、休憩をとる。

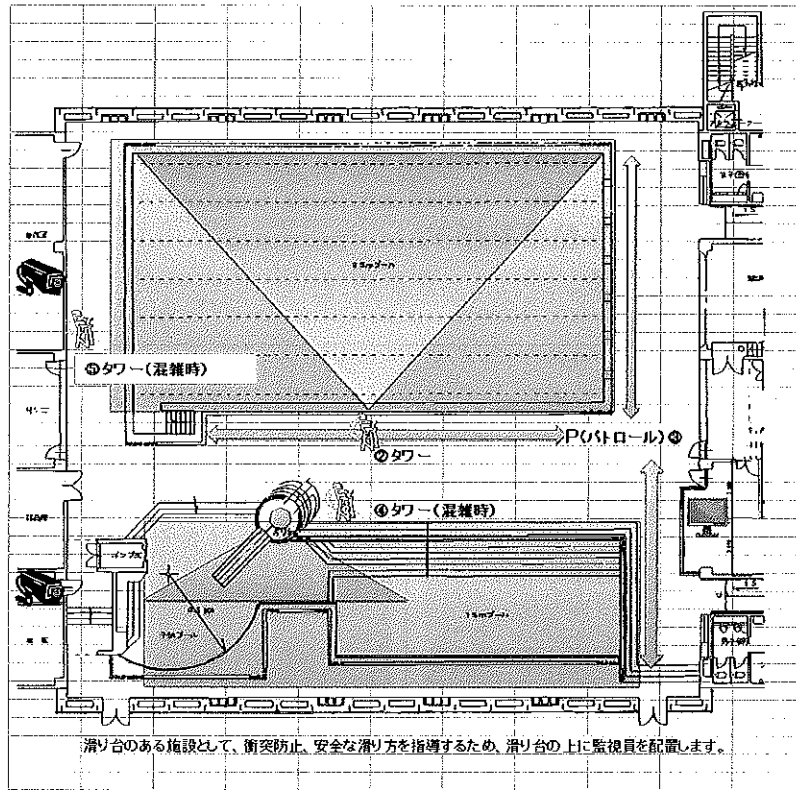
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

| タワーからの監視(1) | 交替方法(1) | 交替方法(2) | 交替方法(3) |
|---|---|--|--|
|  |  |  |  |
| メガホン等を使用し危険行為の注意喚起 | 交替は確実にタワーで行う | 後ろ向きにタワーに上り、死角を作らない | 前監視者より注意事項を確認し、監視を再開する |
| モニターによる監視 | 注意看板(1) | 注意看板(2) | |
|  |  |  | |
| プール全体が見渡せるよう注意する | 更衣室入口に掲示する | ロビーの目立つ場所に掲示する | |

緊急時

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

■ 滑り台のある施設として、安全な滑り方を指導するため、滑り台の上に監視員を配置し衝突防止等を図ります。



滑り台のある施設として、衝突防止、安全な滑り方を指導するため、滑り台の上に監視員を配置します。

▲ 五 七 六 一 四 〇 〇 一 ▲

(公財)日本水泳連盟プール公認規則 第15条(プール管理)では、公認プール及び標準プールには、次のいずれかの資格を有する者をプール管理者として置かなければならない。また、第16条1項にプール管理者は日本体育協会公認資格保有者またはプール衛生管理者を置かなければならない。

- ①日本体育協会公認水泳上級講師 ②同水泳講師 ③同水泳上級コーチ
- ④同水泳コーチ ⑤同水泳上級指導員 ⑥同水泳指導員
- ⑦日本体育施設協会水泳指導管理士

当施設職員は、上記の有資格者が在籍し、また、全職員がAED取り扱いを含む救急法講習修了者です。

更に日本赤十字社救急法指導員及び応急手当普及員が在職していますので、随時訓練し、万一の事故の初期対応を万全にし、プールの安全管理及び監視業務に当たっています。

④不審者等防止対策

ア) 不審者・不審物

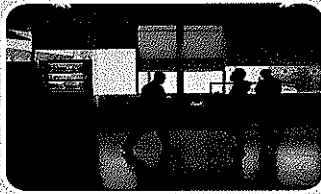
防犯体制を強化するために所轄警察署、交番等と連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力を行います。また、利用者に対する情報提供、注意喚起を積極的に行います。

緊急時

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

〔不審者・不審物への備え、回避策〕

- ◆館内外を適時巡回し、不審物、不審者の有無を確認する。
- ◆事件、不審者情報等を入手し、周知する。(米子市の「安全安心ネットワーク」に登録します。)
- ◆お客様に声をかけ、日頃からコミュニケーションを取る。
- ◆周辺に不審者らしき情報がある場合は警察に知らせる。
- ◆更衣室やロッカーの中などをよく確認する。
- ◆年1回不審者に対する防犯訓練や講習会を実施します。
- ◆施設内を定期的に巡回し、不審者を発見したら警察への通報等必要な措置をとります。



不審者講習会 (1)



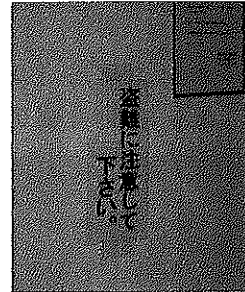
不審者講習会 (2)



不審者講習会 (3)

イ) 盗難防止

- ・貴重品は必ず鍵付ロッカーに収納するよう、窓口及び館内掲示により利用者に呼びかけを図ります。
- ・盗難事例や事故事例のある箇所、または、予測される場所に注意喚起表示の張り紙等を掲示します。
- ・職員と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事件発生の防止に努めます。



ウ) 盗撮防止

盗撮防止の為、ビデオ・カメラ等の撮影については、撮影目的が肖像権の侵害にあたることのないか細心の注意を払った上での許可制とし、撮影者には許可証の携帯を義務付けます。

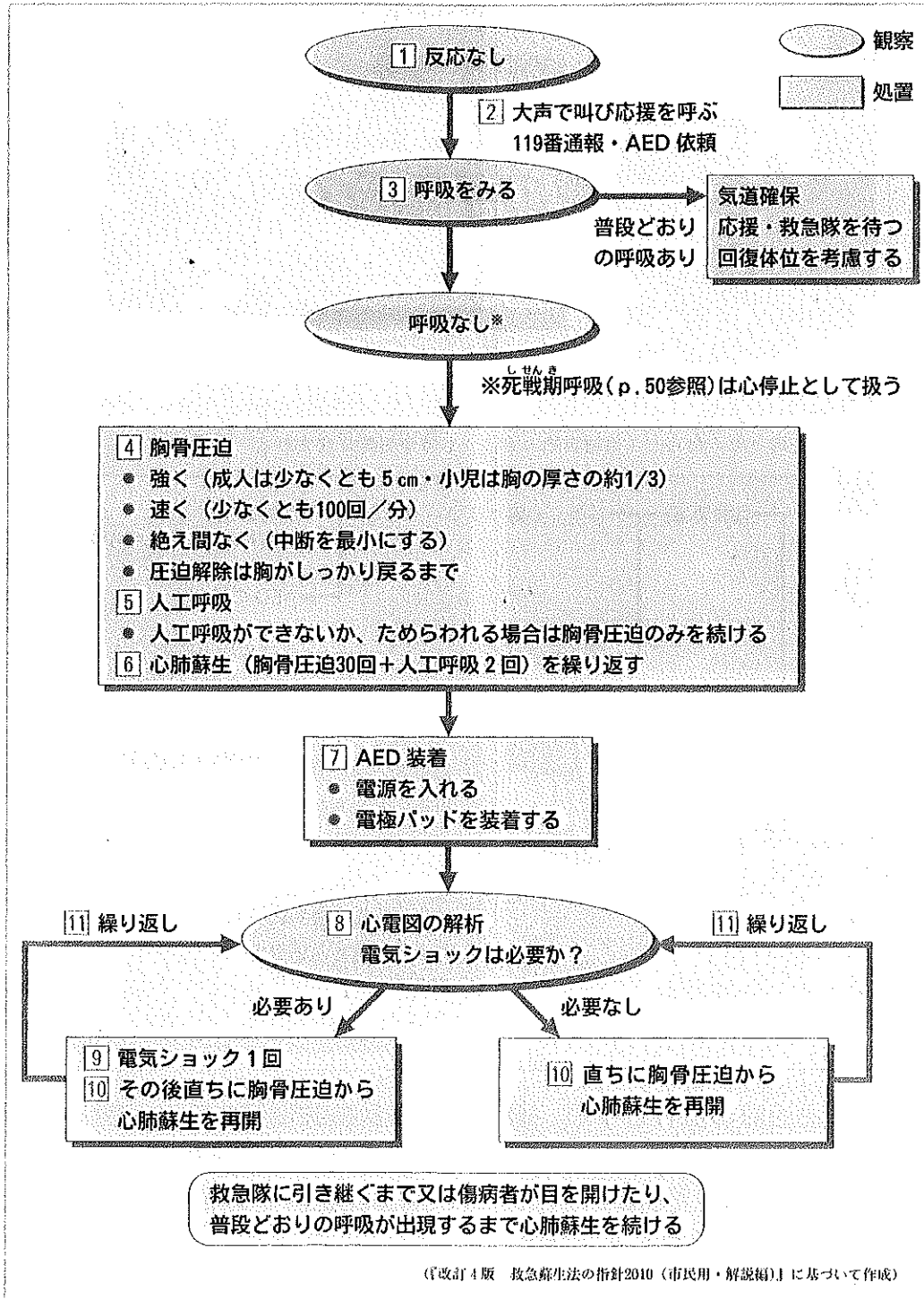
緊急時

⑤ AED(自動体外式除細動器)の管理

■ AEDの管理

- ・AEDが常時使用できるよう維持管理を行います。
- ・年2回以上の定期点検を行います。

【救命処置の流れ】

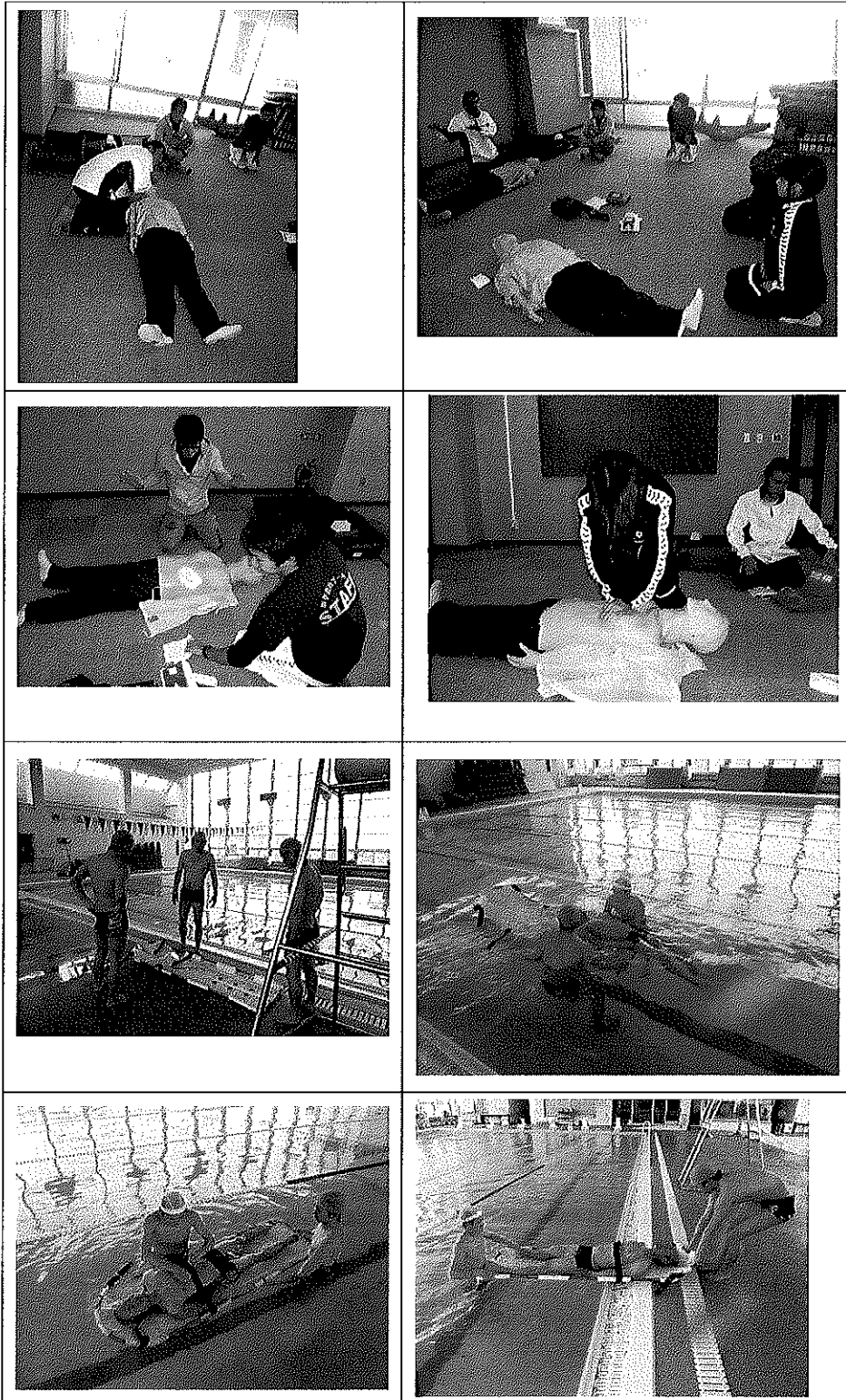


- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

緊急時

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

救急講習会（職員）開催の様子

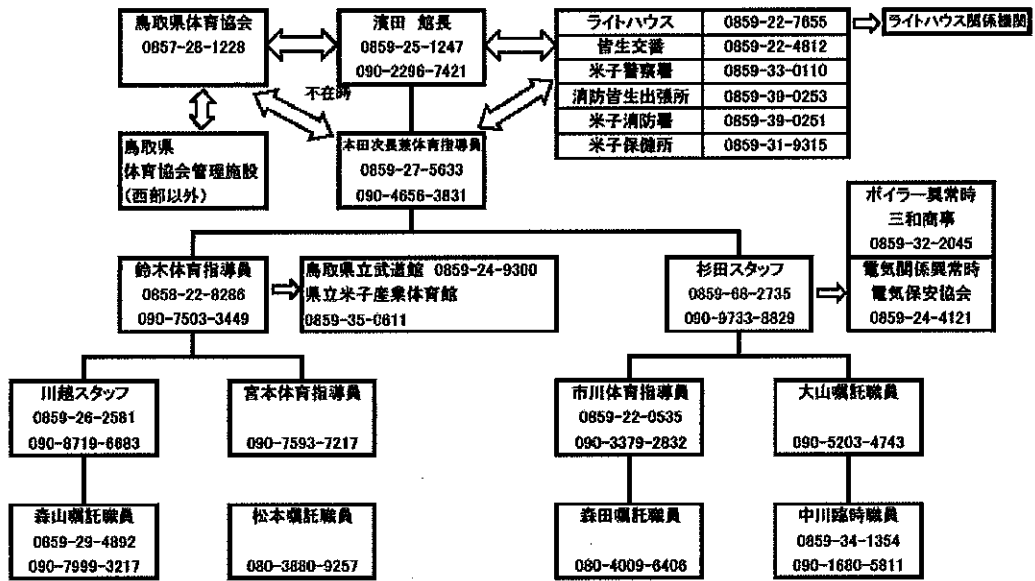


緊急時

鳥取県営米子屋内プール 緊急連絡網

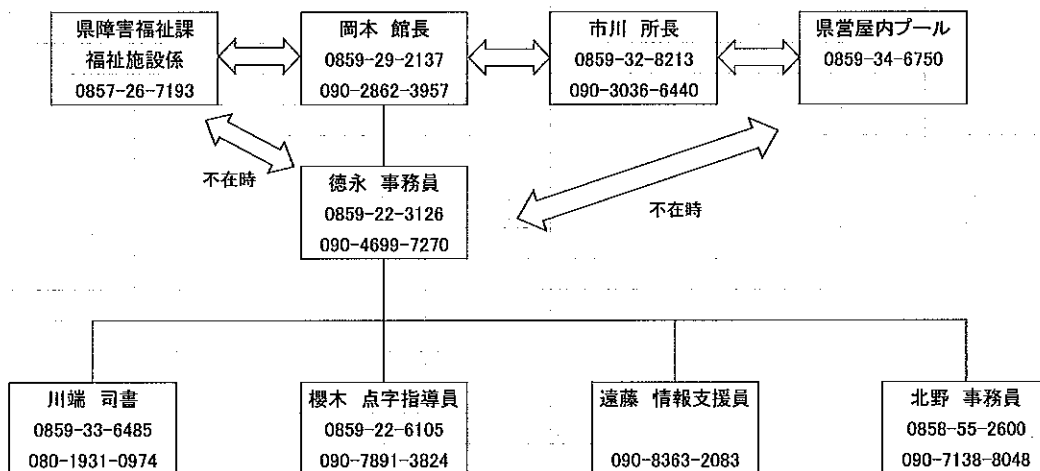
鳥取県営米子屋内プール緊急連絡網

平成25年10月1日現在



鳥取県ライトハウス緊急連絡網

平成25年4月1日現在



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

緊急時

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

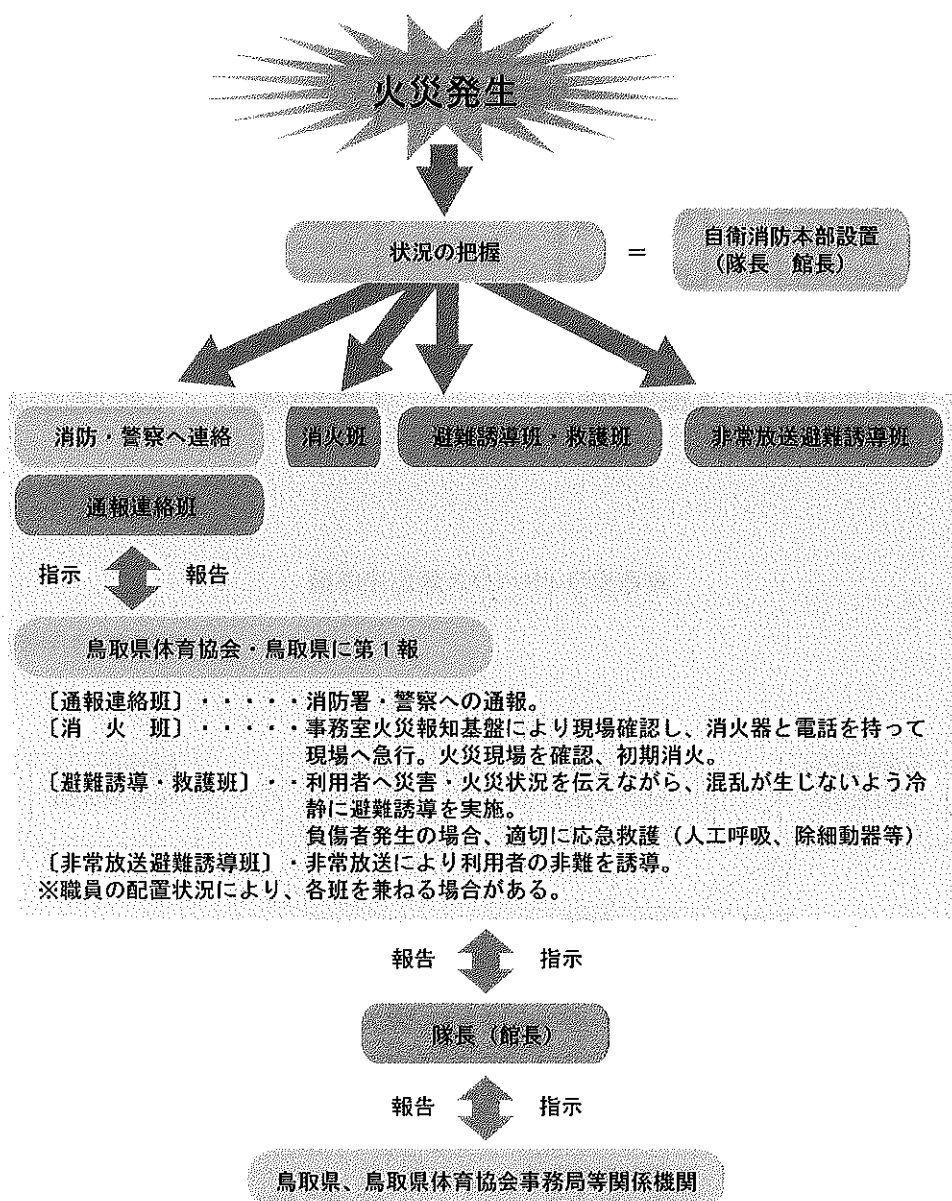
(2) 緊急時の体制・対応

事故や災害が発生した場合、“利用者の安全”を第一優先としつつ、図のような体制・行動に移行します。発生した事態が重篤で、利用者の生命の危機に瀕するような場合には、より迅速に、最良な状態で救急隊員に引き渡すことに全力を尽くします。

①火災・災害対応

ア) 火災対応

火災が発生した場合は、利用者の安全対策を最優先としながら、下記のフローチャートに沿って迅速・適切な対応をします。



緊急時

イ) 地震対応

一次対応

- ・「緊急地震速報」が出たことを迅速に伝える。
- ・利用者を落ち着かせ、揺れがおさまるまで待つ。動けるようであれば、ドアを開放し、避難口の確保、使用中の火を止める。

二次対応

- ・建物の外観点検をした後、細部の点検をする。特に水を大量に使用するプールは、プール槽、配管などに異常がないか可能な限り細部まで調査する。
- ・建物、施設内に異常がなくても電気、水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせる。

ウ) 台風・豪雨対応

一次対応

- ・天気予報などにより情報を入手し、植栽や工作物の養生、補強を行うほか、倒れる、飛ばされる等の恐れのある物は撤去・移動する。
- ・利用者、来場者に情報提供するとともに、被害にあう恐れがあるようなら、事業開催または施設供用の中止を求め、周知をする。

二次対応

- ・適時施設内を見回り、被害の状態を十分に把握する。特にハザードマップに記載されたポイントは、重要点検箇所として注意を払う。
- ・故障、損傷、浸水、積雪等があれば直ちに復旧作業へと取りかかり、早期の供用開始を目指す。

エ) 津波対応

- ・緊急地震速報（J-ARART）と連携し、津波発生時には、利用者及び職員の人命を第一と考え、建物2F若しくは安全な場所への避難誘導を行う。

オ) 施設設備の異常・故障対応

- ・設備の異常信号及び故障時には、巡回点検を行っている技術者が緊急対応に向かい、施設内の不具合箇所を早期に掌握して一次対応と併せ事務局に連絡する。

※ 火災・災害発生時は最寄りの施設が応援

（施設独自では十分な応急措置ができない場合には、米子産業体育館、県立武道館に応援要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。）

※ 閉館後、開館までの間は警備会社が消防、警察に通報し、館長へ連絡

※ 火災・災害発生時は県にすみやかに第1報報告、その後も必要に応じ随時報告

※ 終息後、総点検を行い県に詳細報告

※ マスコミへの対応・・・窓口の一本化、適切な情報提供

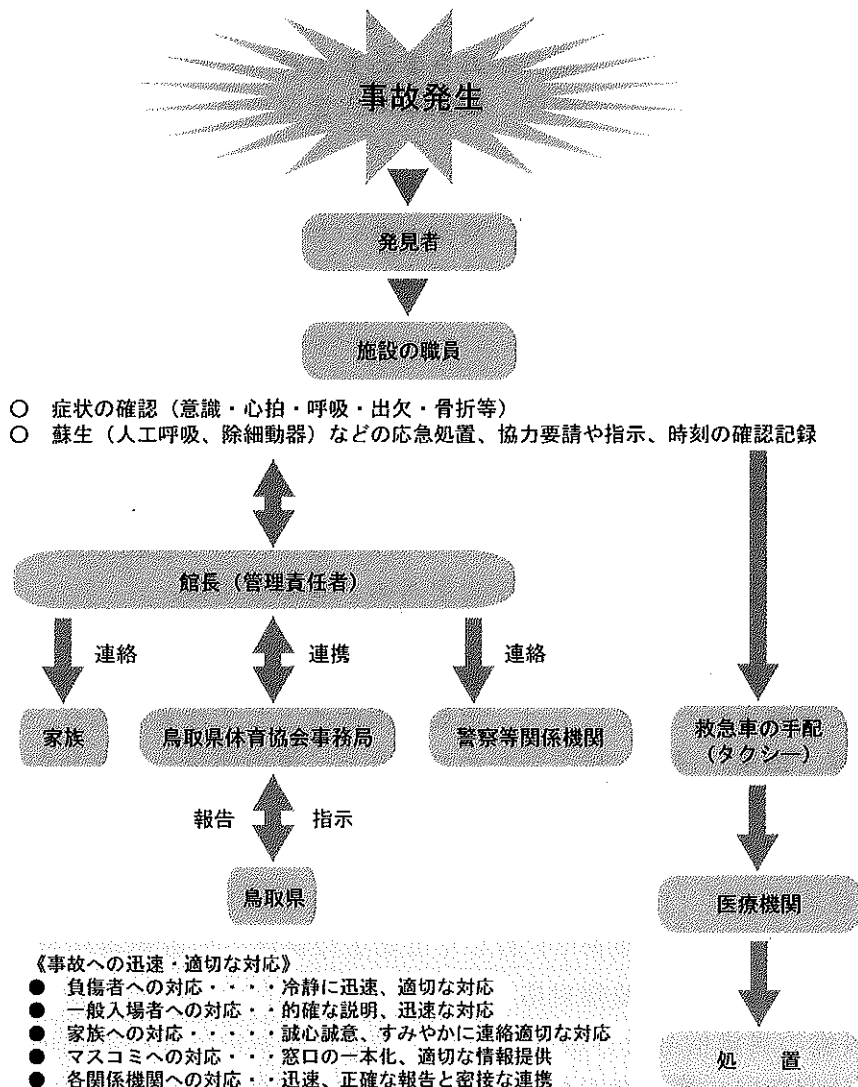


緊急時

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

②事故対応

事故が発生した場合は、その状態に応じて、迅速・適切な対応を行います。



緊急時

※ 館内での怪我の多くは、捻挫・打撲・肉離れ等が多く、救急隊員が到着するまで職員により（RICE処置）を施せるようにします。

Rest（安静）－スポーツ活動の停止

Ice（アイシング）－患部の冷却

Compression（圧迫）－患部の圧迫

Elevation（挙上）－患部の挙上

※ 事故発生現場においては、度重なる事故が発生しないように、施設の立ち入り禁止、入場制限などの対応を行い、再発防止措置を講じます。

※ 近隣の医療機関の診療時間、休診日等の情報を把握し、館内に掲示します。

※ 休日、夜間の指定救急医療機関を館内掲示します。

③不審者等対応

不審者対応マニュアル（別紙7）により利用者に知らせる、避難させる、不審者（または暴漢）を刺激しないよう警察に連絡する、必ず2名以上のスタッフで対応するなど訓練を通して職員へ徹底します。

不審者対応避難訓練実施計画（案）

鳥取県営米子屋内プール

1 目的

不審者が侵入した場合の対応や避難誘導の方法について理解する。

2 日時

平成 年 月 日（ ） 時 分～

3 内容（想定と訓練手順）

開始

〈想定〉凶器等を持った不審者（刃物を持った40代の男性）が正面玄関から1階ロビーに侵入し、うろうろしている。

- 00:00 受付にいた〇〇職員が玄関に侵入してきた不審者を発見。
- 00:00 〇〇職員が事務室及びプール監視室にいる職員に不審者が侵入したことを連絡。
- 00:00 館長は、不審者を確認し、緊急対応判断。次長へ指示。不審者対応。
- 00:00 次長は、各職員に利用者の避難誘導の指示と110番通報し、刺す又を用意し他の職員と一緒に不審者対応。
他の職員は、利用者に連絡し、非常口より館外へ避難誘導し、不審者から遠ざける。
- 00:00 警察が到着し、不審者を確保する。館長は安全を確認し避難解除の指示。
- 00:00 次長は、館内に不審者は警察に身柄を確保されたこと放送。

終了

4 その他

- (1) 警察による講評を参考にしながら反省会を実施し、今後に生かす。
- (2) 利用者には事前に訓練の実施を通知する。

④爆破物脅迫事案対応

米子屋内プールは、多くの県民が出入りする施設であります。

誰でも出入りできるこのような場所においては、過去の事件においても比較的不審物が置かれやすいところであり、当施設は日ごろから職員により巡視を行っています。

去年、布施総合運動公園において、爆発物脅迫事案があり、今後このような事案がどこでも起こり得ることを予想し鳥取県体育協会としては、「爆発物脅迫事案対策マニュアル」（別紙8）を策定し対応・体制措置を講ずることとします。



緊急時

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

緊急時

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対応方策

① 苦情、トラブルの未然防止策

利用者の苦情・トラブルの多くは、利用する際の器具、備品等の不具合や職員の不誠実な対応が中心であります。次のような防止策を講じていくとともに、日ごろから職場内での職員研修を行います。

ア) 器具・備品の点検と改善措置

- ・日頃から設備、備品の点検を行い、必要な時にいつでも安全な器具を提供します。
- ・利用者が利用する器具・備品等について、利用に不都合がないよう常時チェックを行うとともに、必要な場合は改善の措置を講じます。
- ・定時巡回を充実し、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の措置をします。

イ) 利用者の声等への適切な対応

- ・利用者からの苦情やトラブルには、常に丁寧に耳を傾け、可能なものは直ちに改善する、困難なものはその旨を説明し、理解を得る等、速やかな対応を図ります。
- ・職員で苦情を共有し、統一した対応によりトラブルの拡大を防止するとともに、他の施設へも情報を提供し、同種苦情の未然防止に努めます。

